

立命館データプラットフォーム データ利用規約

2025 年 5 月 30 日

目次

第1条	(適用)	3
第2条	(定義)	3
第3条	(データの提供方法・形式)	3
第4条	(データの利用許諾)	3
第5条	(派生データ等の取扱い)	4
第6条	(責任の制限等)	4
第7条	(利用状況)	4
第8条	(データの管理)	5
第9条	(損害軽減義務)	5
第10条	(有効期間)	5
第11条	(不可抗力免責)	5
第12条	(解除)	6
第13条	(データ利用の終了)	6
第14条	(規約の追加・変更)	6
第15条	(残存条項)	6
第16条	(権利義務の譲渡)	7
第17条	(完全合意)	7
第18条	(準拠法)	7
第19条	(合意管轄)	7

本規約は、立命館大学（以下「甲」という。）が運営するスマートビルデータプラットフォーム（以下「立命館データプラットフォーム」という。）を介して、甲が提供するスマートビルサービス（以下「本サービス」という。）の利用者（以下「乙」という。）における利用条件等を定めるものである。

甲と乙は本規約に定めることその他、「立命館データプラットフォーム 利用者規約」（以下、利用者規約）に従う。本規約において利用者規約と異なる事項を定めた場合は、本規約が優先して適用されるものとする。

第1条 （適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、甲と乙との間に適用される。
2. 本サービスにおいては、甲が提供するデータの利用を希望する者が本規約に同意することで、本契約が成立する。

第2条 （定義）

本規約において、次の各号に掲げる語は当該各号に定める定義による。

- ① スマートビルサービス：スマートビルサービス全体を指し、データを取得するためのカメラ、センサー等のビル設備、データを収集・蓄積するためのデータプラットフォーム、及びデータを提供するためのアプリやサービス等を含む
- ② データ：本契約に基づき、甲及び乙が利用する本サービス提供に伴うデータであり、本サービスの利用者の個人情報を含む
- ③ データの漏えい等：データの漏えい、滅失、棄損、第三者提供、目的外利用等本規約に違反するデータの利用・管理
- ④ 派生データ：乙が、データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータ
- ⑤ メタデータ：立命館データプラットフォームにおけるデータの属性や提供条件その他の関連する情報
- ⑥ 本契約：本規約に基づき、甲と乙との間で成立する本サービスの利用に関する契約
- ⑦ 本目的：本サービス提供時におけるデータの利用目的
- ⑧ 個人情報保護法：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第3条 （データの提供方法・形式）

甲は、本契約の有効期間中、乙に対して企画書等に定める「データ提供方法」及び「データ提供ファイル形式」にて、データを提供する。

第4条 （データの利用許諾）

1. 甲は、乙に対して、データを本契約の有効期間中、本目的の範囲内でのみ利用し、又は

第三者に提供することを許諾する。

2. 乙は、本規約及び企画書等で明示的に規定されるものを除き、データについて開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。
3. 乙は、甲の書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的でデータを加工、分析、編集、統合その他の利用をしてはならず、データを第三者（乙が法人である場合、その親会社、子会社及び関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいしてはならない。
4. データに関する知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない。）は、乙に移転しない。
5. 乙は、データを個人情報保護法その他の法令に従い適切に取り扱うものとする。

第5条 （派生データ等の取扱い）

1. 派生データに関しては、当事者間で別途合意した場合を除き、企画書等に定める利用条件に従い、乙のみが一切の利用権限を有する。
2. 派生データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権は、乙に帰属する。

第6条 （責任の制限等）

1. 乙は、自らの責任によりデータ及び派生データを利用するものとする。甲は、以下の各号に定める事項に関連して乙に生じた損害等に関して、乙又は第三者に対して責任を負わない。
 - ① 乙によるデータ及び派生データの利用
 - ② データ又は派生データの乙の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権
2. 乙は、前項各号に定める事項に起因又は関連して甲が損害等を被った場合（当該紛争等が専ら甲の帰責事由に基づく場合を除く。）、甲に対して、当該損害等を賠償し、又は補償する。

第7条 （利用状況）

1. 甲は、乙に対し、乙によるデータ又は派生データの利用が本契約の条件に適合しているか否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
2. 甲は、合理的な基準により、前項に基づく報告がデータの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、乙の事業所等において、乙によるデータ又は派生データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、甲は、乙の情報セキュリティに関する規程その他の乙の社内規程を遵守するものとする。

3. 前項による監査の結果、乙が本契約に違反してデータ又は派生データを利用していたことが発覚した場合、乙は甲に対し、甲が請求する追加の費用や監査に要した費用を支払うものとする。ただし、本項に定める監査に要した費用等の支払があったとしても、甲による第 12 条に基づく本契約の解除及び甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 8 条 （データの管理）

1. 乙は、データ及び派生データを他の情報と明確に区別し善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない、適切な管理手段を用いて、管理措置を講ずるものとする。
2. 甲は、データ及び派生データの管理状況について、乙に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、データ又は派生データの漏えい等のおそれがあると甲が判断したとき、甲は、乙に対してデータ及び派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
3. 前項の報告又は是正の要求がなされた場合、乙は速やかにこれに応じなければならない。

第 9 条 （損害軽減義務）

1. 乙は、データ又は派生データの漏えい等を発見した場合、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。
2. データ又は派生データの漏えい等が生じた場合、乙は、自己の費用と責任において、データ又は派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、データ又は派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、合理的な二次被害防止のための措置をとるほか、再発防止策について検討しその内容を甲に報告しなければならない。

第 10 条 （有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から 1 年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙から書面による本契約終了の申出がないときは、本契約と同一の条件で更に 1 年間継続するものとし、以後も同様とする。
2. 本契約の有効期間にかかわらず、乙が立命館データプラットフォームの利用登録（以下、登録とする。）を抹消した場合（登録抹消の理由を問わない。）、本契約も当然に終了するものとする。

第 11 条 （不可抗力免責）

本契約の有効期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備の事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他の甲及び乙の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履

行遅滞又は履行不能については、甲及び乙は責任を負わない。

第12条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約の定めに違反した場合、相当の期間を定めて相手方に対し当該違反を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されないときは、当該期間の経過をもって本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - ① 本契約の定めのある重大な違反があるとき
 - ② 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押えその他の保全処分若しくは差押処分を受けたとき
 - ③ 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
 - ④ その他本契約の履行を継続できないと認められる相当の事由があるとき

第13条（データ利用の終了）

1. 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当する場合、データ及び派生データ（派生データについては第2号の場合に限る。）について返還を求め、又は甲が定める方法で、当該データ（複製物を含む。以下本条において同じ。）の廃棄又は消去を求めることができる。
 - ① 有効期間の満了その他の理由により契約が終了したとき
 - ② 乙が本契約に定める義務に違反した場合
 - ③ 乙が正当な理由なく第8条に基づく報告又は監査を拒絶した場合
2. 乙は、甲から前項に基づく求めを受けた場合、それ以後当該データを一切使用してはならない。

第14条（規約の追加・変更）

1. 甲は、サービス利用者の一般の利益に適合する場合又は本規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、合理的と判断した場合には、本規約を変更することができるものとする。
2. 甲が本規約を変更する場合には、当該変更内容及び変更の効力発生日をサービス利用者が登録したメールアドレスに電子メールを送信することその他適宜の方法により、サービス利用者に周知するものとする。

第15条（残存条項）

本契約終了後も、第5条（派生データ等の取扱い）（前条第1項第2号の事由により本契約が終了した場合を除く。）、第6条（責任の制限等）、第9条（損害軽減義務）（ただし、再発防止策の検討及びその報告を除く。）、本条（残存条項）、第16条（権利義務の譲渡）、第18条（準拠法）、第19条（合意管轄）は有効に存続する。

第16条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に譲渡、移転若しくは承継させ、又は担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。

第17条（完全合意）

本契約は、甲及び乙の最終的な合意であり、本契約の主題に関する両者の従前の書面又は口頭の合意に優先して適用されるものとする。

第18条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第19条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上